

令和２年度 第１回豊能町教育委員会会議（５月定例会）会議録

日 時： 令和２年５月２２日（金） 午後２時００分開会

場 所： 豊能町役場２階 大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	こども未来部長	八木 一史
	教育総務課課長	入江 太志
	義務教育課課長	吉澤 亘
	こども育成課課長	竹内 弘明
	生涯学習課課長	中谷 康彦
	教育総務課課長補佐	住原 聡

傍聴者： ９名

会議次第

○審議事項

- 第１号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例改正について
- 第２号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例改正について
- 第３号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
改正について

○承認事項

- 第１号承認 令和３年度使用中学校教科用図書の採択について

開会 午後２時００分開会

【議 長】

5月11日より週1、2回、2時間程度の密閉・密集・密接等には十分気をつけ自主・分散登校を行い6月1日月曜日からの学校再開に向けまして、段階的に準備を進めているところでございます。

なお、4月の教育委員会会議につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため中止をさせていただきましたが、この間の対応等につきましては、メール等で部長のほうから委員の皆様方にお伝えをして来たところでございます。本日の会議につきましても、3密には十分気をつけながら、できるだけ時間をかけずに進めたいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、令和2年度第1回豊能町教育委員会会議を始めさせていただきたいと思います。

只今の出席委員は6名であります。過半数に達しておりますので、只今から第1回豊能町教育委員会会議5月定例会を開催いたします。

会議録署名員を宮崎職務代理にお願いいたします。

本日は、審議事項3件、承認事項1件を議題とさせていただきます。

それでは、早速議題のほうに入らせていただきます。始めに第1号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正について」でございます。事務局より説明を求めます。

【事務局】

第1号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について」についてご説明申し上げます。

なお、この条例は豊能町留守家庭児童育成室の基準のことです。議案書・概要説明書および新旧対照表をご覧ください。提案理由は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものです。第11条第3項で放課後児童支援員の研修を実施する主体につきましては、現在は大阪府知事、その他都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市となっておりますが、さらに研修の実施主体として、同法第252条の22第1項の中核市政令で指定する人口20万人以上の市町を新たに追加するものです。

なお、施行は公布の日からとしております。説明は以上でございます。ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【議 長】

只今の説明に関しまして、質疑を求めます。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。採決を行います。只今説明にありました第1号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定め

る条例改正の件について」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件について」でございます。事務局より説明を求めます。

【事務局】

第2号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件について」につきまして、ご説明いたします。議案書・概要説明書および新旧対照表も合わせてご覧ください。提案理由は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものです。国による令和元年12月10日子ども・子育て会議におきまして、子ども子育て支援制度施行後5年の見直しにかかる対応方針について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育所での保育の終了後、受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされました。これを受け町の基準を改正するものです。

それでは条項の追加でございますので、新旧対照表にてご説明させていただきますのでご覧ください。第2号議案2-6をご覧ください。

まず、第37条ですが、第42条第3項を改正することに伴う文言の修正です。

次に同じページ中ほどの第42条ですが、これまで第1項から第4項で構成されておりましたが、新たに5つの項が追加されましたので、第9項までの構成になりました。

2-7をご覧ください。第2項、第3項の内容は特定地域型保育事業者による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難な場合で、一定の要件を満たすときは小規模保育事業A型事業者等を確保することによって、代替保育の提供にかかる連携施設の確保をすることに変えることができるとされました。

次に2-8をご覧ください。第4項、第5項の内容は特定地域型保育事業者による保育の終了後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難である場合、または引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じている時は連携施設の確保を不要とすることです。

ただし、この場合において特定地域型保育事業者は保育の終了後の受け皿の提供にかかる連携協力を行うものとして、利用定員が20名以上である企業主導型保育事業にかかる施設、または地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設を適切に確保しなければならないとされております。

次に第6項ですが、第2項から第5項が追加されたことにより、改正前の第2項が第

6 項になりました。内容は保護者の疾患などで養育が困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育が可能となりましたので、乳幼児の保育を行う際はその乳幼児の障がい・疾病等の状態に応じて専門的な支援などを受けることができるようあらかじめ連携する障害児入所施設や町が指定する施設を確保しておかなければならないとされています。

2-9 をご覧ください。次の第 7 項は改正前の第 3 項です。第 8 項が追加されることに伴う文言修正です。第 8 項は満 3 歳児以上の保育をしている利用定員が 20 名以上の保育所型事業所内保育事業所において、定員の規模や保育士の配置などにより、適当と認めるものについては連携施設の確保を不要とするものです。

最後に附則第 7 項につきましては、連携施設を確保しないことができる期間を 5 年延長するものです。

なお、施行は公布の日からとしております。説明は以上です。ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【議 長】

只今の説明に関しまして、質疑を求めます。

【委 員】

今の説明が全然理解ができていなくて、何を質問しようかなというような感じなのですけど、実際、豊能町において特定地域型保育事業者や居宅訪問保育事業に関わる子どもたちはいるのでしょうか。

【事務局】

豊能町内にはおりません。

【議 長】

町内にはこういう該当施設がないということで、よろしいか。

【事務局】

はい。第 3 項でも同じような言葉が出てくるのですが、ご質問いただきましたので少し補足をさせていただきます。家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業この 4 つの事業が地域型保育事業とこの基準では言われます。

【議 長】

他にございますか。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。只今説明にありました第 2 号議案「豊能町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件について」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって第2号議案は可決されました。

次に、第3号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例改正の件について」につきまして、事務局より説明を求めます。

【事務局】

第3号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について」につきまして、ご説明いたします。それでは議案書・概要説明書及び新旧対照表も合わせてご覧ください。提案理由は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い連携施設の確保等について所要の改正行うものです。改正理由は第2号議案の豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正と同じで、国の令和元年12月10日子ども子育て会議において連携施設の確保は不要とされたことによります。

これを受け国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたので町の基準も改正するものです。それでは条項の追加等ございますので、第3号議案3-5の新旧対照表にてご説明させていただきます。

まず、3-5の第7条第4項に第1号、第2号を加えております。この内容は家庭的保育事業者等による保育の終了後、この家庭的保育事業者等は保育終了後の受け入れ先確保のための連携施設を確保することが求められていました。しかし、第1号でこの家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置や、他の家庭的保育事業者等による保育の終了に際し、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育や保育が提供されるような措置を講じているときは受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とされました。

次に、3-6の第2号は新たに第1号が定められましたので文言を修正したものです。第5号も文言を修正したものです。

次に、第24条第2項第2号ですが、ここで示されている法は児童福祉法です。令和元年6月26日に児童福祉法第34条の20が改正されました。このため第4号が第3号になりましたので修正を行ったものです。なお、条文の内容に変わりはありません。

最後に第38条第1項第4号は保護者の疾病などにより家庭で乳幼児を養育することが困難と判断される場合に居宅訪問型保育事業者が保育を提供できることを追加したものです。

なお、施行は公布の日からしております。説明は以上です。ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【議 長】

只今の説明に対して、質疑を求めます。

質疑を終結いたします。採決を行います。只今説明にありました第3号議案「豊能町

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について」につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって第3号議案は可決されました。

次に、第1号承認「令和3年度使用中学校教科用図書の採択の件について」でございます。本件は本来4月の教育委員会議におきましてご審議いただく予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策により中止となり、4月中に教科用図書の採択を諮問する必要がありましたので、専決処分させていただいたものでございます。この件につきまして、報告、承認を求めるものでございます。事務局より説明を求めます。

【事務局】

第1号承認の説明をさせていただきます。昨年度は、小学校の教科書の採択についての諮問の議案を挙げさせていただき決定いただきました。今回につきましては、令和3年度から使用する中学校用の教科書について選考していく過程において、教育委員会から諮問をいただくということになるのですけれども、準備等の関係で5月より進めて行かなければなりませんでしたので、専決させていただき、この場で報告という形を取らせていただいております。それでは承認いただく議案を読み上げさせていただきます。

第1号承認、専決処分の報告の件。令和3年度使用教科用図書の採択について豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により別記のとおり専決処分したので報告するものです。

次のページをご覧ください。令和2年4月28日付、豊能協議第32号で豊能町教育長森田雅彦より豊能郡地区教科用図書採択協議会会長あてに以下のような諮問をしております。豊能郡地区における令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択について下記のとおり諮問します。令和2年4月15日付、教小中第1177号大阪府教育委員会教育長通知。義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択についての別添基本事項に基づいて採択に関する意見を教育委員会に答申すること。ということで専決処分させていただきました。

なお、令和2年7月17日までに答申をお願いするよう求めています。説明は以上です。ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

【議 長】

それでは質疑を求めます。

昨年度は小学校用教科用図書の採択事務を行っていただきました。今年度は中学校用の教科用図書の採択でございます。

質疑を終結いたします。採決を行います。只今説明がありました第1号承認「令和3年度使用中学校教科用図書の採択の件について」につきまして、承認いただける方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって第1号承認は可決をされました。

なお、委員の皆様方には、見本本が事務局に届いておりますので、近々、見本本を巡回をさせていただきますので、目を通していただきまして意見あるいは感想、あるいは課題等ピックアップしておいていただきたいと思います。そして、来週の 26 日から第 1 回採択協議会が開催され、そこから採択事務が始まることとなっております。先ほど事務局から説明がありましたように 7 月 17 日までに答申をいただくということでございます。その答申を受けまして、7 月 20 日前後に教育委員会会議を開催させていただき、来年度から中学校で使う教科書の採択に当たっていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、ご存知のとおりこれは豊能町と能勢町両町において、同じ教科書を使うということでございます。能勢町は、ささゆり学園一校になりましたことから豊能町から調査員等を多く出して、教科の採択事務に当たることになっております。

それでは予定しておりました案件等は以上でございますが、「その他」のところにもいらしていただきたいと思います。今回は新型コロナウイルス感染症の対応等これは 3 月から順次当たってきたわけでございますけれども、その対応等含めまして部長そしてそれぞれの課長からご報告を申し上げます。

【事務局】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する小中学校、園所の対応について
- ・新型コロナウイルス感染症関連補正予算について（5 月臨時議会、6 月定例議会）

【教育総務課】

- ・府内町村教育委員会の連絡協議会の定期総会及び研修会について
- ・小中学校における新型コロナウイルス感染症関連補正予算（衛生消耗品、図書除菌機非接触型体温計）について
- ・就学援助受給世帯に対する上乗せ支給（10,000 円／人）について

【こども育成課】

- ・ひかり幼稚園、認定こども園、ふたば園、吉川保育所、留守家庭児童育成室の新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業要請について
- ・預かり保育、留守家庭児童育成室の利用状況について

【義務教育課】

- ・学校園の新型コロナウイルス感染症対策の現状について
- ・今後の対策について

【生涯学習課】

- ・主催事業の状況について
- ・スポーツセンターシートスの状況について
- ・施設の休館状況について
- ・図書館の状況について

【議 長】

先ほど事前協議のほうで少し資料のほうをお配りさせていただきました。この間の子どもたちへの対応の表を見ていただきながら、少し補足をさせていただきます。

子どもたちは3月2日から実質3ヶ月近く登校できない状況が続いておりました。

5月12日から始まりました分散登校の様子を室長と見て回りました。

地域の方々もそれぞれ子どもたちの登校の様子を見守っていただきましたところでございます。それで、ほとんどの児童は久々の登校でしたので、本当に嬉しそうで元氣よく挨拶をしてくれておりましたけれども、中にやはり下を向いたまま無言で、本当に言葉が出ないというのですかね、室長のほうからも声をかけていただいたのですけれども、表情もなく、少し心配をしたところでございます。

ほとんど家に居る生活のストレス、昼夜逆転している生活等の影響から学校が再開いたしましてからのいじめ、不登校、そういうところにつながる心配をしているところでございますけれども、各学校にもお願いし、子どもたちのサインを見落とさないように、また、スクールカウンセラーとも連携を取りながら相談をしていただきながら心のケアにも努めていただくようお願いをいたしております。

なお、5月26日火曜日の、来週でございますけれども、大阪府教育庁におきまして指導担当主幹部課長会が開催され、再開後の対応等について説明があるという連絡が来ております。

なお、先ほど事務局のほうからもありましたように6月1日から、一応段階的に子どもたちの学校教育活動を開始し、学校生活に慣れる、そういうような一週目、二週目、そして三週目からは通常の授業に近い形で進めていくということで、これは事前に府のほうからメールで指示をいただいております。今、そういう準備に入っております。

先ほど課長からありましたこのガイドラインでございますけれども、これにつきましては、当初はゴールデンウィーク明け、連休明けに学校が再開するというふうなことで準備を進めておりましたので、これは国、府の色々な通知やまた、再開に向けてのガイドライン等を参考にしまして、豊能町の子どもたちがここに合うような形でこれを作り直し、そして4月30日に開きました校園長会、学校の校長先生、園長さん、所長さん。その席でこれについてそれぞれ調整をし、この内容で再開に向けて進めていこうというようなことで一つの案として示させていただいたところでございます。

今日お配りをして、このあとまたホームページ上にもアップしていきたいと思っておりますが、国あるいは府の指示がだいたい変わってきていますので、そういうことも修正を加えながら進めたいと思っております。

見ていただいたら分かりますように、最初のほうには学校運営編ということで授業を再開する際の色々な注意事項、こういうことに配慮しながら進めていこうと。とりわけ三密、机と机の間を開けるとか、マスクをつけるとか、対面で大きな声を出さないとか、そういうようなことについての注意を確認したところでございます。

あと第2編といたしましては、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処ということでございます。

新聞等でもたくさん色々なことが取り上げられておりますけれども、そのような偏見や差別がやはり起こらないように、これは学校でもきちんと、やはり正しい感染症に対する知識を学年に応じて学んでいこうというようなことと、あるいは保護者の方に対しましても学校だより等を通じまして同じようなことで偏見や差別が起こらないように啓発していく予定をいたしておるところでございます。また、ご意見等ありましたらお出しをいただきたいと思いますと思っております。

なお、保護者の方が心配されております期間が限られた中で今年度中にそれぞれの学年の勉強が終わるのかと大変これは心配をされておるところでございます。

とりわけ中学3年生は高校の入試があるというようなことで心配されておるのですが、これは大阪府のモデル。これも事前協議の新聞等のマスコミの資料をお配りしておりますけれども、校長会とも調整を進めまして授業日の振替として夏季休業の短縮、二学期の第二、第四土曜日に授業を行う、そういうことで今進めておるところでございます。ただ、4月、5月の授業日は、これは16日授業日と18日授業日、合計34日授業が休業のためにできていない。一学期全体で70日授業日があるのですけれども、そのうちの半数が休業日となっておるところでございます。

長期休業中、これは夏季休業だけでなく、場合によりましては冬季、春季休業につきましても授業日に振り替えるということも考えていかななくてはならないと考えておるところでございます。

各学校ではそれに加えまして運動会をどうするか、校外学習。そういうような子どもたちが楽しみにしているそういう中身についても今年度につきましては中止等をせざるを得ないというようなことも言われておるのですけれども、先ほど申しましたように第二、第四土曜日につきましては、できるだけ体験活動を取り入れて、そういう机上の勉強だけじゃなしに色々な経験や活動も計画に入れていただくように事務局のほうからお願いをしておるところでございます。

なお、昨日豊能地区の人事協議会、教育長協議会のほうがございます、それぞれの町の対応につきまして情報交換したところ、3市1町豊能町を除く四つの町では8月8日から16日日曜日の間、これを夏季休業、夏休みにつきましては土日を含んで一週間

だけというような形で今、計画をされているというようなことでございます。

ただ、本町につきましては普通教室等にはクーラーが設置されておりますけれども、図書室、あるいは特別教室にはクーラーの設置がございません。これは国の補助金等を使って何とか設置をお願いしておるところでございますが、やはり暑い中での登下校、もうとりわけそういうことの中での下校等につきましては、子どもたちへの負担、それがやはり大きいものがあると。勿論青色防犯パトロールで見回ったり地域の方にもお願いをしていかななくてはならないですし、先生方も一緒に見守るというようなことも考えていかななくてはならないのですけれども、一応本町としましては夏季休業は二週間取って、その他のところで、とりわけ第二学期の第二、第四土曜日を授業日として行っていきたいというように思っております。

部長のほうからありました補正予算の説明のところの中でありました、子どもたちの学習支援、感染症予防対応のための学校の衛生用具等の購入につきましては、町議会議員の皆様、あるいは特別職の報酬の減額を充てさせていただくことになりました。

私からも報告をさせていただきますと共にお礼を申し上げたいと思っています。

それでは、報告がありましたので、委員の皆様からは「ここはどうなってる」とか質問等がありましたらお出しいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【委 員】

夏季休業期間が短くなってやはりすごく暑いので、私はエアコンのクラウドファンディングをやらせてもらっている関係で少し言わせていただきますけれど、4月26日から始めて5月31日までということであと十日間なのですけれど、多分これ全然届かないかなという見通しで動いておりますけれど、それができなかった場合に特別教室は勿論今少ない状態、普通教室は昨年付けていただいたのですけれども、現状でも東ときわ台で言うと算数教室は2クラスに分けてやっているのでも足りていない。支援教室は2教室あるのですけれど1個分しかついていないということですので足りていないのですね。

先ほど、20人ぐらいの教室で授業だったら良いというような話がありましたし、今のガイドラインも1メートル空けるということで、普通教室もエアコンの数がひよっとしたら足りないのではないかなという気がしております、その辺少しどうかなという。勿論つけていただければ解決するかなと思うのですけれど、もし現状のまま行った場合に普通教室であふれてしまってエアコンのない部屋で学習する子どもたちがすごく増えるのか、そうでもないのかということを確認しておきたいと思います。

【事務局】

その点につきましては、各小中学校長も色々頭を悩ませておられるのですが、工夫をして涼を取るようなことをやっていただけると聞いております。

エアコンはないのですけれども、扇風機を活用して、また、窓を開けて風の通りをよくして対応していきたいなおっしゃっていただいております。

また、一クラスの人数が 20 人前後のところの学級もたくさん今あるので、そういったところは一教室でできるように緩和されていくというようにも聞いていますので、そういう形で進めていただきたいなと思っております。以上です。

【委 員】

幸いじゃないのですけれども、うちは少人数で学校がまだキープされているので結構大丈夫かなとは思っていたのですけれども、やっぱりどうしても幅を空けるとあふれてしまうクラスもあると思うので、そのとき扇風機などで対応していただけるということですが、結構命に関わる問題に猛暑はなっていて、私たちが子どもの頃多分夜中にセミは鳴かなかったと思うのですけれども、そういう時代になってきておりますので、扇風機だけでも私は少し心配していますので、是非そのあたり。是非と言ったってどうして良いか分からないのですけれども、対策を講じていただきたいなと思ってすごく心配しています。夏が短くなるから、よろしくお願いします。

【委 員】

いくつかあるのですけれども、今のことに少し近いことと言えば、体育の時間も今後多分マスクをつけた形で子どもは活動していくのかと思うのです。それは外すのですか？

【議 長】

外す予定です。

【委 員】

何か熱中症の危険性が強いとか、中国で体育をしていた中学生が亡くなっているとかということがあるのでそれがすごく心配している。

それと、第二、第四土曜授業を二学期以降ということなのかよく分からないのですが、職員の勤務の条件とか、勤務時間の割り振りみたいところをどんなふうに解決とか、これはきちっとしておかないと、学校の対応で、校長先生の対応が違っていたりするとすごくまずいと思うので、このあたり町からしっかり言ってほしい。

それと、たくさん色々言いますけど、「避難訓練について」というのでガイドラインにあるのですけれども、生徒が一堂に集まって行う活動は延期または中止となっているのですが、避難経路について確認、工夫して確実に行うというあたりを、例えば、学年であったり、少人数で実施するというか、この件は命に関わることなので、避難訓練はしっかりやっておかないと、特に新しく入った子どもたちにとって分からないので、その

あたりは学校に徹底してほしいと思っています。

それから、光風台小学校は1学年1クラスの所も結構人数がいるので、分散登校というか、二つに分けて、光風台地区の子どもと新光風台地区の子どもで時間を分けて登校しているのですね。少人数で同じように分散登校となったときに確保できる授業数に差が出ないのかなというのが少し気がかりになっています。

先生方はすごく課題とか色々工夫してやって下さっているのですけれども、例えば10人だけの学年の吉小が持てる時間と光小の子どもたちの時間とずいぶん差が出ないのだろうかということ。

それから、オンライン環境についてのメールでの調査があったのですけれども、「オンライン授業してくれるの？」と思っていたのですけれども、そうじゃないらしい。第二波、第三波に備えてのということらしいのですけれども、オンライン授業もですけれども、学校の中のWi-Fiの環境というのはどうなのでしょう。先生方が色々やっているときに、劣悪な環境にあるのと違うかなというのを思っていて、そのあたりの整備も含めて早く進めてほしい。どのような状況になっているのかも併せてお聞きしたい。

【議 長】

マスクの件は、ちょうど今朝報道をされておりましたので、私のほうから少し話をさせていただきますが、「体育の授業のあり方」今、委員がおっしゃったように中国でマスクを着けて3人の子どもさんが亡くなったというようなこともございました。一応、体育の授業はマスクを付けないで授業を行うという通知が文部科学省のほうから発せられたところでございます。なお、体育の活動につきましては、ガイドラインにありますように、体が接触するようなスポーツ・運動、例えばバスケットボールとか。幾つか例が上がっているのですけれども、そういうのは少し今の期間は違う時期にやるとか工夫をしてくださいというようなことになっているところでございます。

続きまして、「教員の勤務の振替」これは土曜日のことを予定しているのですけれども、大阪府のモデルからも土曜日だけではなく、高校は日曜日までやりなさいというようなことを。それでも足りませんよというふうな話が出ているのですけれども、これにつきまして府のほうにもお願いをしているところです。

【事務局】

「勤務の割り振り」につきましては、割り振りの制度自体はもうカチッとあるのですけれども、それを土曜日の授業とか日曜日の授業等で、勤務時間がどういうふうに確保、振り替えて休む時間を取っていくのかということだと思っております。そのあたりは、大阪府のほうである程度の方針が示されるかなと思っております。府立学校もございます。

それに合わせてたぶん義務教育課が学校で調整をして、土曜日の授業のやり方、ある

いは先生の振替休日の取り方の一定のモデルといいいますか、そういうのをまとめる必要があるのかなと思っております。いずれにしても、その辺の取り方が府の具体的な方針といいいますか、まだ出ておりませんので、具体的な方針が出次第、本町のやり方に合わせて検討をしていけたらと思っております。

先ほど委員のご質問にありました Wi-Fi の環境はどうなっているのか。ということですが、一応無線の Wi-Fi の環境はあるのはあるのですが、スピードが遅い。なかなか大容量のファイルを普通の教室でやり取りをするのは難しい。廊下に今は Wi-Fi の機械を設置している状況で、各教室に一台は設置ができていません。場所によっては、教室の窓側の奥では届かないとか。なるべくその廊下側によって通信をしている、そういう状況と聞いております。

今回、国のほうで一人一台の整備「GIGA スクール構想」がありますので、この令和元年度の 3 月の補正で Wi-Fi 環境の高速通信のネットワーク整備の工事費、あるいはタブレット一人一台を想定した充電保管庫の予算の補正を認めていただきました。

また「一人一台」というお話もありましたので、一人一台のタブレットの予算、これは補助基本額が一台 45,000 円しか認められておりません。だからその範囲で国が統一な仕様と業者のほうと調整をするというのを聞いておりますので、この製品が出ているというところまでの情報が今はありません。ただ、45,000 円の補助基本額と同額のパソコンの購入費用(一人一台分)の予算措置をしております。今年度に予算を繰り越しておりますので、その製品の情報とネットワーク環境と、あとオンラインの授業の教え方をどういうふうに教えるのか。物だけ買って教え方ができてないということではいけませんので、それに応じたハード、あるいは周辺機器の整備も一つあるということで必要だと思っておりますので、全体像がまだ描けていないのが実情です。おそらく義務教育課と調整でどういうふうな授業を学校、あるいは在宅や家庭でやっていくのかというのを固めないと、機器をどこまで揃えるのか。あるいは予算をどこまで町が負担するのか、保護者へどこまで通信費等の負担を求めるのか。そういうのが見えてこないで、引き続き情報収集を図っているのですけれども、今のところ、まだ業者らに聞いても不透明なところが多くございます。なので、その辺は逐一情報を集めながら「オンライン授業をどうしていくのか」そして「どのようなハードがいるのか」というのを詰めていきたいと思っておりますが、まだそのカチッと詰まったものは今のところはないという状況です。

【委 員】

各校でオンラインができるかどうかという各家庭の状況を調査したと思うのですが、それはまだ集約できていないですか。

【事務局】

「オンライン授業」をしていくために、各家庭の IT 環境がどうなっているのかということを、大阪府を通じて国から調査依頼があり、調査をさせていただきました。それで各小中学校から各ご家庭でどういったネット環境があるのか。それからパソコンとか情報機器はどういったものがあるのかというのを簡単ですけども、求めたところでございます。だいたい 6%~7 ぐらいの方が「環境が整っていない」と言われています。町内の小中学校の児童生徒数はだいたい 900 人弱ですので、60 人ぐらいのご家庭、あるいは子どもさんが持っていないと。

そのお家によっては、二人三人と子どもさんがいらっしゃいますので、その方々が一齐に使って耐えられるだけの分の容量があるのかどうかというところまでは調べていませんので、要は「数があるか？」というのを調べさせてもらいました。今はそういう状況ですので、それをもとに今度はどういうふうに手立てをしていくかというのを、これから考えていかなければなりません。

それと、委員から先ほどお話がありました避難訓練とかですが、このガイドラインを作成した時には 4 月の情報で作成をしております。その段階では、なるべく密接な関係を作らないようにということで、「行事は一切中止」という通知が来ましたので、それをもとに作っております。

現状は、「3 密」を避けられるような状況を作れるのであれば行事等は少しずつやっていっても構わないとなっていますので、その辺を徹底して避難訓練等はしていただくように、こちらからまた各小中学校のほうにはお願いをしていこうと思っております。

【議 長】

GIGA スクールの件ですけども、少し補足をさせていただきましたら、本町では最初、学校の子どもたち学校で使うということで、その環境と、そしてタブレットを一人一台ということで想定し、議会のほうにもお願いをし、国のほうに申請をいたしました。

これは地区内でも他市に先駆けて整備しようと。国は 2023 年までに整備をしようということだったのですけれども、今回のコロナウィルス感染の対応のために、学校だけではダメですと。休校措置をとった時に、やはり第 2 波、第 3 波のことも考えて、それで学校と家庭とを繋ぐというような環境を作りましょうということになってこう変わってきました。

そしてその中でも先日、国のほうから示されましたのは大阪と感染対象地域については優先して配置をして行こうということですが、まだその中身も国のほうから各業者との打ち合わせも「まだこれから」ということになっているようです。国は「7 月末までに整備しなさい」ということを言っていますが、なかなかこれは物理的に厳しいものがあります。

4 月にも家庭と学校を繋ぐことはできないかということを検討したのですけれども、やはり子どもたち、または家庭によっても事情は違いますので、そのところは断念を

し、課題を事務局で作って、それで学校のほうに例としてお示ししました。

できるだけ早期に第2波、第3波が来るまでにそのような環境が整えられる状況を作ってまいりたいと思っているのですけれども、先ほど事務局からありましたように、ご家庭にないところはどうするか。ルーターをどうするかと。今もうやっているところではやはり送信している容量が大きいのもものすごくトラブルがたくさん発生していて、中断しているとか中止をしているというような町もたくさんあるというように聞いているのですけれども、その辺のことも十分踏まえつつ、学校・校内だけじゃなしに、家庭と子どもたちと、その使い方も含めまして、進めていく必要があると考えております。

【事務局】

一つご質問があったことの回答を忘れておりました。

光風台小学校とか、他の小学校との授業時間数の差が出ないように、今校長先生方へ調整をしていただいています。取りこぼしのないように、また地域によって授業時数が足りないというのがないように、今調整をしていただいて、どの児童生徒もきっちり授業が受けられるような環境を、それから授業時間数の確保を今やっけていただいております。

それと、この場をお借りいたしまして、教科書採択の教科用図書を教育委員さんにお願いをするのですけれども、その大体の日程をご報告させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

教科書のほうも冊数に余分がありません。教育委員さん用には、3セットしかございません。1つ目。宮崎委員につきましては、5月26日から6月14日で内容のほうのご確認をお願いしたいと思います。岸本委員、太田委員もその日程でお願いいたします。

坂口委員と川村委員につきましては、6月15日から7月5日の日程でご確認のほうをお願いしたいと思います。その前日にはお手元に届くように、こちらのほうから手配をさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

【委員】

「各学校で利用しやすいように」ということで、いろんな人を手配できるような形でということで、予算をしてくださっていて、それはすごくありがたいなと思っているのですけれども。ただ、たとえば光風台も今後も何かあった時に分けてしないといけないということになると、人手がすごくいると思うのですね。光風台だけではなくて、東能勢小学校もそうですよね、学年によったら人数が多いと思うので。だからそういった時に何かもう少し加配できることとか、そういうことを町で考えていただけたらありがたいなと、そうでないと、先生方の負担がすごく大きいのではないかなと思います。

【議 長】

その件は、「教育長会議」が来週ありますので、そのほうにお願いしていただきたいと思うのですけれども、これは豊能町だけではなく、府内全部の町で同じような状況で対応をしておりますので、その辺のことはできるだけ免許を持った OB の先生等に当たっていただくのが一番ふさわしいかというように思いますけれども、地域の方々や学生の方等にもお願いし、また保護者の方にもお願いをして行かなくてはならないのだなというふうには思っております。

授業の分割授業もそうなのですけれども、給食の配膳にも学校のほうでは大変苦慮をしておりますので、どんなふうに配膳をしていくか。「3 密に気をつけながら」というあたりが大変難しいですので、その辺も今課題として受け止めているところでございます。

【委 員】

新型コロナウイルス感染に対する予算の 2 回目の内容の中の「読書活動充実事業」というものなのですけれども、もう一度この詳しい内容を教えていただけないでしょうか。

【事務局】

「読書活動充実事業」ですが、285 万 1000 円です。目的としましては、在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごすため、公共施設、図書館、小中学校、保育所、幼稚園、育成室における図書の充実を図るとともに、0 歳児～2 歳児の子どもを持つ世帯に子ども一人あたり 2,000 円の図書カードを配布する。この配布する事業は教育委員会の事業ではございません。

あと、図書購入費なのですけれども、内訳は、図書館に 165 万円、小中学校に 60 万円(各校 10 万円)で、幼稚園、保育所、子ども園に 18 万円(各校 6 万円)ですね。子育て支援センター「すきっぷ」に 2 万円、留守家庭児童育成室に各 4 室ありますので、合計 4 万円で、図書カード配布としまして 361,000 円を組んでおりまして、合計 2,851,000 円ということで、各図書館を含め、小中学校の図書室に本を充実させて置くということを目的にこの予算を組まれております。また、図書カードも加わるということも入っております。

【委 員】

図書カードを配布する対象は？

【事務局】

今回の予算につきましては、0 歳児～2 歳児の子どもを持つ世帯となっております。

【委 員】

「在宅で過ごす時間を有意義に過ごすため」ということで。たとえば、小中学生が学校に出て来るようになるので、学校の図書を充実するように学校にということですよ、在宅ということではなくて。

【事務局】

元々は補助金が付くメニューがありまして、それは在宅で過ごす子どもというふうになっていたのですけれども、今回の予算はそこに付随して学校でも図書を充実させるということで、予算を組んでおります。

【委 員】

大阪府からですね。

これからは学校へ出てくるように、このお金があれば先ほどおっしゃった、その学校のほうがやはり子どもたちの学力が本当に大変だなと。きちんとやる子は日々家庭でも学習をしているようでしたけれども、やはりなかなかできない子がたくさん居て、たとえば、50 万円ずつを学校に配布をしてくださって、いろいろお手立てを組んでいただけるみたいなのですけれども、ずっと豊能町がしてくださっている「まなび舎」とかも新たにしていただけるときに増員を考えていただけるとか、それも今年度のみならず、やはりこの時期、これだけ空いてしまったということが、これからの学習の中で、やはり土台ができなくてしんどおのが、かなり続くのではないかなと思うので、できるだけそれを長く継続していただくために、そちらのほうによりたくさんの予算を付けていただけたらなと思ひまして、この図書はどうなのだと思ったのですが、大阪府ということなのですね、すみません。

【事務局】

この予算につきましては、財源が「地方創生臨時交付金」ということで豊能町へ下りてきております。約 1 億円です。それでいろんな手当や水道代の 4 ヶ月全額を持つとかを割り振りをしています。ただ、もう少し早くやっておれば、在宅の家にいる子がインターネットで貸りることができたのですけれども、今後、図書を充実していくということでございます。

【委 員】

希望として、今後はその「まなび舎」なり、そういうことを増員していただくほうに予算をなるべく早く回していただけたらということを思うところです。

【議 長】

国語力、とりわけ読書力を身に着けておくということは、教育委員会としても大変大

事なことだというようには思っております。学習習慣、生活習慣、読書習慣、こういうことを今年 1 年間学校もこれを重点的に取り組んでいこうということを申し合わせているところでございます。ありがとうございます。

【委員】

お願いなのですが、図書館であるとか、生涯学習施設とか、どの程度までみんなにできるか分からないのですが、インターネットでホームページを見ないと、いつからスタートをしたのかというのがなかなか分からなくて、図書館も 19 日から予約をしていたので、メールが入ったのですが、次に 26 日から、またインターネット予約できます。というのもホームページで調べたのですが、そのあたりをたんぼぼメールとか、思いつくのはたんぼぼメールしかないのですが、何かで少し知らせていただいたら、私は図書館すごく近いので前に行って「空いてるかな」とか見ながらしているのですが、そうじゃない方にとっても、もう少し分かりやすい知らせる方法を工夫してほしいと思います。

【事務局】

確かに今はインターネットやホームページぐらいしか載っていないと思いますので、その辺は教育委員会だけではなくて、町長部局とも対策会議もありますので、検討させていただきたいと思います。

【委員】

話がだいぶ戻るかもしれないが、議長が言われた登校した子で非常に顔色が悪かったり、あんまり表情がない子がいるということがあって、その子らはまだ出て来られるから良いと思うのですが、やっぱり出て来られないという子が発生して、それも委員が言われたみたいに、どんどん長引くかなという気がしております。

なので、この機会に不登校の子向けに「オンライン授業」みたいなことができないかなと。そういう可能性を探っていただけたら非常にありがたいのですが、私も大学のほうで授業をしていて、大学の授業で実際に「学生が来る」というと、受講登録をしている子に比べて結構少なかったりするのですが、オンライン授業を今やっ
ていまして、かなり参加率が高いんですね。家から参加できるというので、登校のストレスがないというか、なので、もしかしたらそういうのが突破口になって、すでに不登校の子であったり、今から来られなくなった子の学習の助けにもなるし、やっぱり学校に行こうかなという気になってくれたらありがたいので、そういう可能性も探っていただけたらと。いい機会ととらえて、少しそういう方向性もお願いしたいと思います。

【事務局】

その記事と言いますか、テレビでも確かやっていました。「不登校の子がかえってこの機会によく勉強できる」というのは、私も見ました。

ただ、手法としてはこれから研究をさせていただきます。

【議 長】

そういうことも含めまして、進めてまいりたいと思います。

時間がだいぶ過ぎてまいりましたので、よろしいですか。この辺りで。

最後に私のほうからお願いも含めまして、お話をさせていただきたいのですけれども、中学校の教科用図書、またこれは委員様方には大変お世話になりますけれども、よろしくをお願いします。

それから、これは年度末にそれぞれの委員の皆様をお願いをしたのですけれども、忙しくされておられるのも重々分かっているのですけれども、できるだけ我々が学校や地域に足を運んで子どもたちや学校の状況の把握をしよう。また、そして情報交換や意見交換をやっていこうと申しておりました。しかし、ずっと休業・休校が続いております。それで、学校のほうも、今は受け入れが難しいというようなことでございますけれども、事務局では今、学校とか園・所の担当を設けまして、1週間にそれぞれの学校へ訪問して課題になっていることとか、校長先生から「困っている」ようなことを聞き取りしているところでございます。もちろん、私も部長も生涯学習施設を含めて回らせていただいて、いろんな状況と大変な状況等につきましてはお聞きをし、今、対応に当たっているところでございます。もし、委員のほうも時間がありましたら結構ですので、近くの学校園所へみんなで行くのは1学期無理ですので、覗いていただいて登校の様子でも結構と思いますし、子どもたちの様子、また、学校園所は本当にいろんな工夫をして、努力をして、対応に当たってくれていますので、そういうところも見ていただいて、少し声かけをしていただけたらありがたいなと思うところでございます。なお、訪問していただける際には事務局のほうまでご連絡をいただけましたら、担当の職員と一緒に同行をさせていただくようにいたしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染の第2波、第3波が来ることが心配されておりますし、そのことも充分想定をして今後対応に当たっていかなければならないと思います。

また、一方で子どもたちの学力、学力だけではなく、心のケアも含めまして、これは考えていかななくてはならない。また、いろいろとお考えやお知恵など委員のほうからご意見等を出していただけたらありがたいなと思います。

それから、国のほうでは来年9月からの入学制度ということも今論点整理、あるいは課題が整理されつつあって、具体的な案も少しずつですけれども、提示をされてきているところでございます。これは文部科学省だけではなくに八つの省の事務次官が集まって、今、論点整理をされているということでございます。

国の動きにつきましても、十分注視をしながら進めていかななくてはならない。

なお、新しい状況、また情報等につきましては、できるだけ早く委員のほうにもお届けしたいというように思います。よろしくお願いいたします。

なお、小中学校の再編のことにつきましては、この間、「非常事態宣言」も出される中で、これまで新型コロナウイルスの対応に主眼を置いて事務局のほうは一丸となって対応をしてきたところでございます。学校が再開され、子どもたちが一定落ち着きを見せる状況になりましたら、また、一緒に検討を進めてまいりたいというふうに思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして、5月の定例議会を終わらせていただきたいと思います。

どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

閉会 午後3時30分